

3 茂原市生涯学習推進協議会設置要綱

(設 置)

第1条 市長は、茂原市における総合的な生涯学習の推進に当たり、広く市民の意見を取り入れ、生涯学習の推進施策に資するため、茂原市生涯学習推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 生涯学習の推進に関すること。
- (2) その他必要な事項

(組 織)

第3条 協議会は、委員12人以内をもって組織し、生涯学習について識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委 任)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第7条 必要に応じて、協議会に専門部会を置くことができる。

(庶 務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年茂原市告示第58号）

この告示は、平成12年7月1日から施行する。

茂原市生涯学習推進本部設置要綱

(設 置)

第1条 生涯学習事業を総合的に推進するため、茂原市生涯学習推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 生涯学習推進の基本方針及び計画の策定に関すること。
- (2) 生涯学習関係施策の総合調整に関すること。
- (3) その他生涯学習の推進に必要な事項

(組 織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長を、副本部長は副市長、教育長をもって充て、本部員は別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 3 本部長は、本部を主宰し、これを代表する。
- 4 本部長に事故あるときは、本部長があらかじめ指名する副本部長がその職務を代理する。
- 5 本部長は、必要があると認めるときは、第2項に規定する者以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(会 議)

第4条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

(幹事会)

第5条 本部の所掌事務について、調査、研究及び協議を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は教育部長を、幹事は別表2に掲げる者をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、議長となる。
- 5 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 6 議長は、幹事会の運営上必要があると認めるときは、第2項に規定する者以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(部 会)

第6条 幹事会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、幹事長が指名する。
- 3 部会は、必要に応じて幹事長が招集する。

(庶 務)

第7条 本部の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(補 則)

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この告示は、平成10年4月1日から施行する。

- 附 則（平成 11 年茂原市訓令甲第 6 号）
この告示は、平成 11 年 3 月 8 日から施行する。
- 附 則（平成 12 年茂原市訓令甲第 15 号）
この告示は、平成 12 年 6 月 27 日から施行する。
- 附 則（平成 17 年茂原市訓令甲第 3 号）
この告示は、平成 17 年 3 月 29 日から施行する。
- 附 則（平成 18 年茂原市訓令甲第 13 号）
この告示は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。
- 附 則（平成 19 年茂原市訓令第 7 号）
この告示は、平成 19 年 3 月 30 日から施行する。
- 附 則（平成 21 年茂原市訓令甲第 9 号）
この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 22 年茂原市訓令甲第 6 号）
この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 23 年茂原市訓令甲第 3 号）
この告示は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条第 2 項）

総務部長
企画財政部長
市民部長
福祉部長
経済環境部長
都市建設部長
教育部長

別表第 2（第 5 条第 3 項）

総務課長
企画政策課長
生活課長
社会福祉課長
農政課長
土木建設課長
教育総務課長